

議案第 7 号

川崎市高齢者外出支援乗車事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市高齢者外出支援乗車事業に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 2 月 14 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市高齢者外出支援乗車事業に関する条例の一部を改正する条例  
川崎市高齢者外出支援乗車事業に関する条例（平成 16 年川崎市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「の交付を受けた者」を「を利用する者」に、「に当該フリーパスを提示することにより、運送事業者が」を「の」に改め、同条第 2 号中「川崎市高齢者特別乗車証明書（以下「証明書」という。）の交付を受けた者」を「川崎市高齢者特別乗車証（以下「乗車証」という。）を利用する者」に改め、「、運送事業者に当該証明書を提示し、かつ」を削り、「が運行する」を「の運行する」に改める。

第 4 条の見出しを「（乗車証の発行）」に改め、同条中「に対し、証明書を交付」を「が規則で定めるところにより乗車証の発行を申請したときは、乗車証を発行」に改める。

第 5 条の見出し及び同条第 1 項中「交付」を「発行」に改め、同条第 2 項中「交付」を「発行」に、「証明書」を「乗車証」に改め、同条第 3 項中「交付」

を「発行」に改め、「、証明書を提示し」を削る。

第6条（見出しを含む。）中「証明書」を「乗車証」に改める。

第7条第1項中「証明書の交付を受けた者は、証明書を」を「乗車証及びフリーパスは、」に、「又は貸与し」を「若しくは貸与し、又は担保に供し」に改め、「ならない」の次に「ものとする」を加え、同条第2項中「規定」の次に「（乗車証に関するものに限る。）」を加え、「証明書の交付」を「乗車証の発行」に、「証明書の利用」を「乗車証の利用」に、「から証明書を返還させる」を「の乗車証の利用を停止する」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「前項の規定」を「第1項の規定（フリーパスに関するものに限る。）」に、「交付」を「発行」に、「からフリーパスを返還させる」を「のフリーパスの利用を停止する」に改め、同項を同条第3項とし、同条に次の1項を加える。

4 市長は、乗車証又はフリーパスを利用する者が死亡し、又は市外に転出したときは、当該乗車証又はフリーパスの利用を停止するものとする。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、令和4年9月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、同年7月1日から施行する。

##### （経過措置）

2 改正前の条例（以下「旧条例」という。）第4条の規定により交付された川崎市高齢者特別乗車証明書又は旧条例第5条の規定により交付された川崎市高齢者フリーパスでこの条例の施行の際現に効力を有するものは、その通用期間中で、かつ、令和4年9月30日までの間に限り、なお従前の例による。

##### （準備行為）

3 川崎市高齢者特別乗車証の申請の手続その他のこの条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

高齢者外出支援乗車事業における情報通信の技術の利用に伴い、高齢者フリーパス及び高齢者特別乗車証に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定するものである。